

平成26年度補正予算 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助事業の変更手続きについて

平成26年度補正予算 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金の補助金交付を受けた方で、実績報告時の内容から変更がある場合は、本書類を参照し、必要な手続きを行ってください。

※変更が発生した場合は、必ず事前に下記連絡先までお問い合わせください。

《書類送付先・お問い合わせ先》

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業推進担当

電話番号：03-5565-4655（平日 10：00～12：00、13：00～17：00）

《補助事業計画変更届出書が必要なケース》

- ・ 婚姻等により、申請者の姓が変更になる場合
- ・ 申請者の連絡先（電話番号等）が変更になる場合（設置場所住所の変更は含まない）
- ・ 法人・共同申請の担当者が変更になる場合
- ・ 法人・共同申請の連絡先（電話番号、本社住所等）が変更になる場合（設置場所住所の変更は含まない）

《書類送付にあたっての注意点》

- ・ 書式が「平成26年度補正予算 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」のものであることを確認してください
- ・ 必要事項を漏れなく記入してください
- ・ 届出書はコピーではなく、必ず原本を提出してください
- ・ 添付書類として住民票を提出する場合はマイナンバーの記載のない住民票を提出してください
- ・ 提出した書類はコピーをとり、控えとしてお手元に1部お持ちください
- ・ SIIからは書類到着した旨のご連絡はいたしません。また、届出書を受理した旨のご連絡もいたしません
- ・ 提出する際に、封筒に「平成26年度補正予算 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 計画変更届出書 在中」と朱書きしてください。

補助事業計画変更届

申請者自体に変更はなく、連絡先電話番号の変更や婚姻等による氏名の変更、法人名の変更（合併等を除く）については、「補助事業計画変更届」の提出が必要です。

| 計画変更 | |
|--|--|
| 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿 | 記入日 平成XX年XX月XX日 |
| 平成26年度補正予算 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助事業計画変更届出書 | |
| 平成26年度補正予算定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金の補助事業の計画変更について下記のとおり届け出ます。 | |
| 申請時の申請者情報を記入してください | |
| 1. 申請者（対象機器所有者）情報 | |
| 申請者名 （氏名又は法人名） | 蓄電 花子 |
| 担当者氏名 （法人の場合のみ） | |
| 設置場所住所 ※交付申請時に記載した住所 | 東京都中央区銀座11-22-33 |
| 連絡先 | (XX) XXXX - XXXX |
| 2. 対象となる申請 | |
| 交付決定番号 | 12345678 |
| 3. 変更の内容 | |
| 変更の内容 | 申請者の姓の変更 旧：蓄電 → 新：発電 |
| 変更を必要とする理由 | 結婚のため (住所の変更はなし) |
| 本届出書に添付する書類 | |
| 変更後の蓄電システム購入契約書（コピー） 【共同申請の場合】変更後のリース契約書（コピー） | ※契約内容の変更がある場合は提出してください。 なお、変更内容が軽微なものでないとき「I」が判断したものについては、変更が認められないことがあります。 |
| 【備考】用紙は日本工業規格JIS K 5701に基づき、縦位置とする。 ※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「当協会」という。）が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、投資促進省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般財源及び事業所等に「I」が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。 | |

《補助事業計画変更届出書と併せて添付が必要な書類》

- 申請者氏名の変更…改姓後の免許証・マイナンバーの記載のない住民票等
- 法人の名称、住所、電話番号の変更（合併の場合を除く）…登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等
- 電話番号の変更…添付書類は必要ありません

※「1. 申請者（対象機器所有者）情報」には補助金申請時（変更前）の情報を記入してください。
※法人・共同申請の場合は、印鑑は担当者印ではなく、法人印（角印等。ゴム印不可）を捺してください。